

平成20年度から

比内地域にも 都市計画税が課税されます

都市計画区域内の用途地域が対象

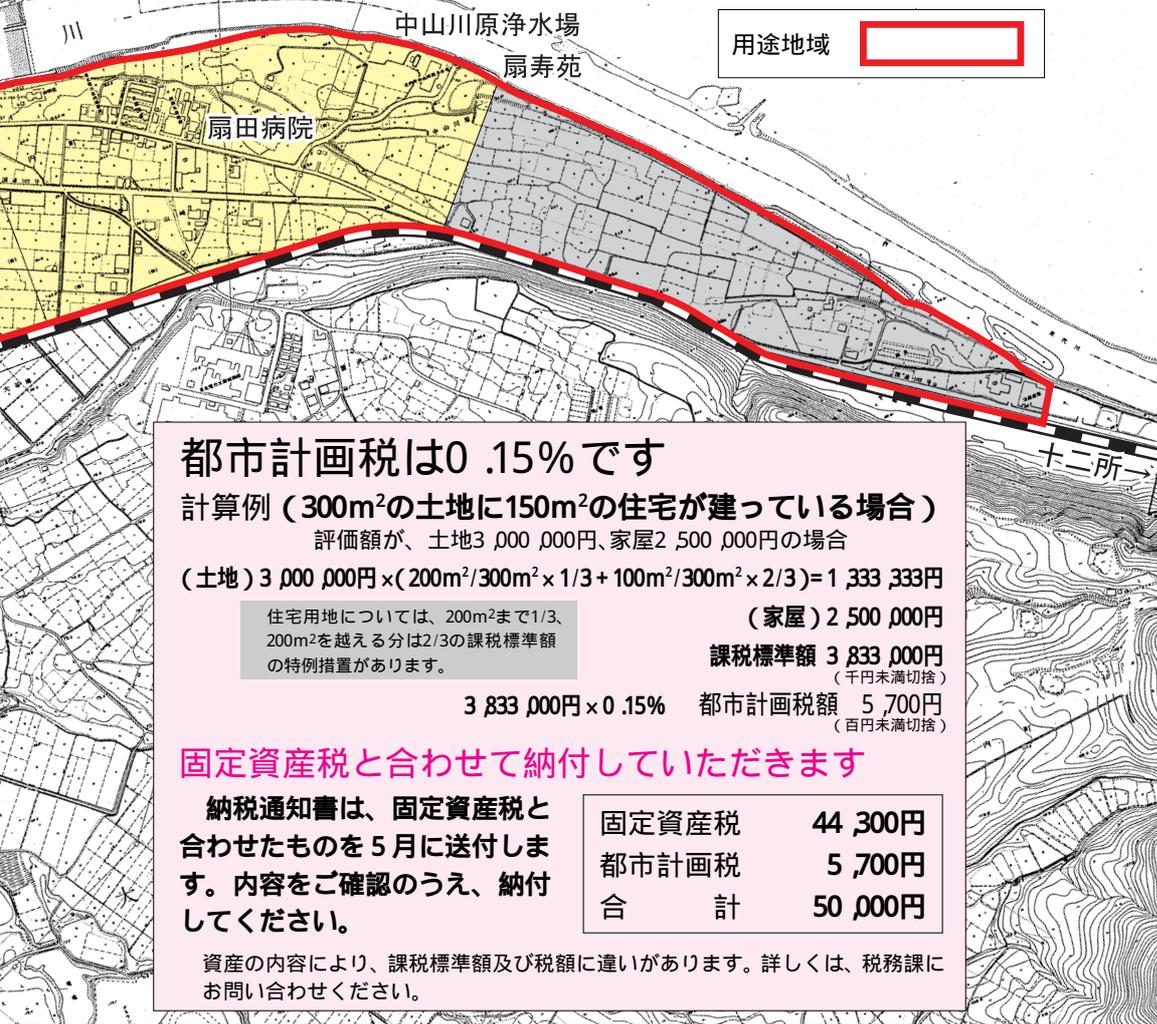
問 税務課

☎ 49・3111

(内線222)

比内都市計画図

図面上の赤線枠内が課税される区域です



都市計画税は0.15%です

計算例 (300m²の土地に150m²の住宅が建っている場合)

評価額が、土地3,000,000円、家屋2,500,000円の場合

(土地) 3,000,000円 × (200m²/300m² × 1/3 + 100m²/300m² × 2/3) = 1,333,333円

住宅用地については、200m²まで1/3、
200m²を越える分は2/3の課税標準額
の特例措置があります。

(家屋) 2,500,000円

課税標準額 3,833,000円

(千円未満切捨)

3,833,000円 × 0.15% 都市計画税額 5,700円

(百円未満切捨)

固定資産税と合わせて納付していただきます

納税通知書は、固定資産税と
合わせたものを5月に送付しま
す。内容をご確認のうえ、納付
してください。

固定資産税	44,300円
都市計画税	5,700円
合計	50,000円

資産の内容により、課税標準額及び税額に違いがあります。詳しくは、税務課に
お問い合わせください。

都市整備のための 貴重な財源です

都市計画税は、総合的な街づ
くりを目的として行う都市計画
事業や土地区画整理事業に要す
る費用の一部を負担していただ
くための目的税です。大館市で
は、昭和52年度から課税が始ま
りました。

都市計画税は、「大館駅東大
館線」や今年9月に開通した「有
浦東台線」などの都市計画道路、
「御成町南地区土地区画整理事
業」などのために使われていま
す。平成18年度実績は、1億8
千万円(納税義務者1万355
5人)となっております。

秩序あるまちづくりの ための「用途地域」

用途地域は、住居、商業、工
業など市街地の大枠としての土
地利用を定めるものです。用途
地域内は、それぞれの目的に応
じて、建てられる建物の種類が
決められています。

大館市では、用途地域内を9
種類(比内地域は5種類)に区分
し、その地域ごとに建物の用途
容積率、建ぺい率、高さなどを
定めています。用途地域の設定
は、秩序あるまちづくりに大き
な役割を果たしています。

比内地域にも都市計画 税が課税されます

旧比内町でも、都市計画区域

